

景観保全型規制地区【許可基準案】の概要

現行基準を強化する部分のみ記載

別添資料1

番号	基準項目		現行基準			規制地区案				
			第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	富士登山道線(町道0101号線)地区	インター線(町道0116号線)地区	白木里宮線(町道0111号線)地区		
						現行：第1種許可地域 (一部第2種禁止地域)	現行：第1種許可地域 (一部第2種禁止地域)	現行：第2種許可地域		
			考え方: ・全域が第1種許可地域 ・国道139号からの展望範囲は一部第2種禁止地域 基準は、広告物の点滅を認めない横町バイパス地区と同様が妥当	考え方: ・全域が第1種許可地域 ・国道139号からの展望範囲は一部第2種禁止地域 基準は、広告物の点滅を認めない横町バイパス地区と同様が妥当	考え方: ・全域が第2種許可地域(都市計画法上の用途地域(第1種住居地域)) ・船津小線と交差するほぼ同規格の道路 ・近隣商業地域が隣接している(フォレストモール富士河口湖) 基準は、船津小海線地区と同様が妥当					
1	共通 基準		色彩	基準無し			・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下、なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、Y R、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。			
			照明	点滅 不可	基準無し		点滅不可			基準無し
			表示の内容が変化するもの (LED広告等)	不可	不可	1m ² 以下 (用途地域のみ)	現行基準と同様 (不可)			1m ² 以下…片面0.5m ² (現行が第2種許可地域かつ 用途地域で、かつ建築物を利用する場合で、自家用のみ)
2	建築物を 利用する 広告物	建築物を利用する広告物等 に係る共通基準	広告物と建築物の 壁面に対する割合	敷地内合計 10m ² 以下	1/4 以下	1/3 以下	現行基準と同様 (1/4以下)			現行基準と同様 (1/3以下)
		同一方向から見た場合における 鉛直投影面積の割合	基準無し		3/10 以下	1/2 以下	現行基準と同様 (3/10以下)			現行基準と同様 (1/2以下)
	自家用広告物	外壁から突出する広告物 等	表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	1枚1方向につき5m ² 以下			現行基準と同様(1枚1方向につき5m ² 以下)		
		屋上に表示され、又は設置 される広告物等	高さ	5m 以下	8m 以下	10m 以下	不可			
	自家用広告物以外の広告物等			不可	地域ごとの基準により一部可		不可			
3	建植 する広告物	自家用広告物	高さ	10m 以下	12m 以下	15m 以下	5m 以下			
			表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	40m ² 以下	50m ² 以下	・1基1方向につき4m ² 以下 ・敷地内の合計20m ² 以下			
	自家用広告物以外 の広告物等	道標及び案内図	高さ	3m	5m		3m			現行基準と同様 (5m)
			表示面積	1m ²	2m ²		1m ²			現行基準と同様 (2m ²)
			複数箇所に設置する場合	5m ² 以下	10m ² 以下		5m ² 以下			現行基準と同様 (10m ² 以下)
			1つに共同表示	10m ² 以下	16m ² 以下		10m ² 以下			現行基準と同様 (16m ² 以下)
		色彩	・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、Y R、Yの場合は、8以下)	・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、Y R、Yの場合は、8以下)	基準無し		新基準の共通基準の色彩に、 無彩色である黒(2>明度)白(8<明度)は不可を追加			新基準の共通基準の色彩に、 無彩色である黒(2>明度)は不可を追加
	道標及び案内図を除く	不可	地域ごとの基準により可		不可					
4	工作物を利用 する広告物	塀又は垣を利用 する広告物	道標及び案内図	1個当たりの面積	1m ² /個	2m ² /個	1m ² /個			現行基準と同様 (2m ² /個)
			道標及び案内図を除く	1個当たりの面積	不可	2m ² /個	不可			
		その他の工作物を利用する広告物等	高さ	10m 以下	2.3m 以下	3.0m 以下	5m以下			
		表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/工作物		4m ² 以下/工作物				
5	広告幕	高さ	上限無し	上限無し		5m以下				
		表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/枚		4m ² 以下/枚				
6	アドバレーン	高さ、表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	H50m以下、面積30m ² 以下		不可				
7	のぼり旗	表示面積・本数	敷地内合計 10m ² 以下	表示面積は1本につき2m ² 以下 ・本数は上限無し		・表示面積は1本につき2m ² 以下 ・本数は上限無し ・道路の路肩から5m以内に4本以上設置する場合は、相互間隔を5m以上離す				

景観保全型広告規制地区【適用除外基準案】の概要

現行基準を強化する部分のみ記載

別添資料2

番号	基準項目		現行基準			規制地区案			
			第2種禁止	第1種許可	第2種許可	富士登山道線(町道0101号線)地区	インター線(町道0116号線)地区	白木里宮線(町道0111号線)地区	
						現行：第1種許可地域 (一部第2種禁止地域)	現行：第1種許可地域 (一部第2種禁止地域)	現行：第2種許可地域	
							考え方：基準は横町バイパス地区と同様が妥当	考え方：基準は横町バイパス地区と同様が妥当	考え方：基準は船津小海線地区と同様が妥当
1	公益上必要な物件に寄贈者等を表示する広告物		色彩	基準無し			・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下、なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)		
2	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの		色彩	・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	基準無し	現行基準に、「使用できる色彩(地色含む)の数は3色以下、最大面積色の明度が8以下」を追加		・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下、なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)
3	共通基準		色彩	基準無し			・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下、なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。		
			照明	点滅不可	基準無し		点滅不可	基準無し	
			表示の内容が変化するもの(LED広告等)	不可	不可	不可	不可		
4	建築物を利用する広告物等	屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	5m以下	8m以下	10m以下	不可		
		外壁から突出する広告物等	表示面積	敷地内合計10m ² 以下			1枚1方向につき5m ² 以下		
5	建植する広告物等		高さ	10m以下	12m以下	15m以下	5m以下		
			1基当たり面積	敷地内合計10m ² 以下			1基1方向につき4m ² 以下		
6	その他の工作物を利用する広告物等		高さ	10m以下	23m以下	30m以下	5m以下		
			表示面積	敷地内合計10m ² 以下			4m ² 以下/工作物		
7	簡易な広告物等	広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)	高さ	基準無し			5m以下		
			1枚当たり面積	敷地内合計10m ² 以下			4m ² 以下/枚		
		アドバルーン	敷地内合計10m ² 以下			不可			
		のぼり旗	表示面積・本数	敷地内合計10m ² 以下			道路の路肩から5m以内に4本以上設置する場合は、相互間隔を5m以上離す		
8	車両、船舶等に表示し、設置するもの		色彩	基準無し			・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下、なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)		

その他参考

次のものは、法第29条、条例第3条(適用上の注意)「国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないよう留意」の理念により色彩規定等は適用せず、現行のままとする。

- ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期限で表示又は設置するもの